

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (経営指導課)

農業近代化推進資金の利子補給率等の一部改正 ( )

中山間地域活性化資金の利子補給率等の一部改正 ( )

漁業近代化資金の利子補給率等の一部改正 (水産課)

漁業経営維持安定資金の利子補給率等の一部改正 ( )

漁業経営安定資金の利子補給率等の一部改正 ( )

## 告 示

### 鳥取県告示第九十九号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十七号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正し、平成九年二月七日から施行する。

平成九年二月七日前に、鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年二月鳥取県規則第二号)第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の表の(一)から(四)までの項中「年一・七パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年一・六パーセント」を「年一・六五パーセント」に改め、同表の(五)の項中「年一・八パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年一・六五パーセント」を「年一・七五パーセント」を「年一・五五パーセント」に改め、同表の(六)の項中「年一・六パーセント」を「年一・六五パーセント」に改め、同表の(七)の項中「年一・七パーセント」を「年一・六五パーセント」に改め、同表の(八)の項中「年一・六パーセント」を「年一・六五パーセント」に改め、同表の(九)の項中「年一・三パーセント」を「年一・二四パーセント」に、「年一・二パーセント」を「年一・一六パーセント」に改め、同表の(三)の項中「年一・五パーセント」を「年一・四パーセント」に改め、同表の(四)の項中「年一・二五パーセント」を「年一・二二パーセント」に改め、同表の(六)の項中「年一・八パーセント」を「年一・七五パーセント」に改め、同表の(七)から(九)までの項中「年一・二五パーセント」を「年一・二二パーセント」に改め、同表の(十)の項を削り、三の表中「年一・八パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年一・七パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年一・六五パーセント」を「年一・五五パーセント」に改める。

### 鳥取県告示第一百号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十八号(農業近代化推進資金の利子補給率等について)の一部を次のように改正し、平成九年二月七日から施行する。

平成九年二月七日前に、鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則(昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号)第四条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

平成九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「年三・一パーセント」を「年二・九パーセント」に、「年〇・八五パーセント」を「年〇・八二五パーセント」に改める。

鳥取県告示第百一号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十九号（中山間地域活性化資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成九年二月七日から施行する。

平成九年二月七日前に、鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成二年十二月鳥取県規則第五十八号）第五条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表を次のように改める。

中山間地域活性化資金の種類等	貸付利率	利子補給率	
		規則第二、三、三項第一号、第三号及び第五号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第二、三、三項第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる融資機関が貸し付ける場合
一 加工流通施設整備資金	年三・一五パーセント以内	年一・四パーセント	年〇・三パーセント
二 保健機能増進施設整備資金	年二・九パーセント以内	年一・六五パーセント	年〇・五五パーセント
三 生活環境施設整備資金	年二・九パーセント以内	年一・六五パーセント	年〇・五五パーセント

鳥取県告示第百二号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正し、平成九年二月七日から施行する。

平成九年二月七日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の一の項中「年二・二パーセント」を「年二・〇五パーセント」に、「年一・〇パーセント」を「年一・八五パーセント」に改め、同表の二の項中「年一・七パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年一・四五パーセント」に改め、同表の三の項中「年一・六パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年一・四パーセント」を「年一・四五パーセント」に改め、同表の四の項から九の項までの規定中「年一・七パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年一・四五パーセント」に改める。

鳥取県告示第百三号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十一号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成九年二月七日から施行する。

平成九年二月七日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「年三・〇パーセント」を「年二・九パーセント」に、「年一・八パーセント」

を「年一・六五パーセント」に改める。

鳥取県告示第四百号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十二号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成九年二月七日から施行する。

平成九年二月七日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の表中「年三・六パーセント」を「年三・四パーセント」に、「年一・二パーセント」を「年一・一五パーセント」に改め、二の表中「年一・八パーセント」を「年一・五五パーセント」に改める。